

第 10 期第 2 回神奈川県男女共同参画審議会での質問等について

1 ①「県職員（教員・警察官を除く）の幹部職員（課長級以上）に占める女性の割合」に係る県庁内での取組みについて

県では、平成 28 年（2016 年）に策定した「次世代育成・女性活躍推進に関する職員行動計画」を踏まえ、次の取組を推進してまいりました。

●能力等に応じた登用

職員全体に占める女性の割合に比べ、幹部職員における女性の割合が著しく低い状況等を踏まえ、成績主義の原則を踏まえた上で、日頃の職務の中で発揮してきた能力や実績、幹部職員としての適性や意欲等を適切に評価し、幹部職員への女性職員の登用拡大に努めてまいりました。

●中堅層の育成（女性の人材プールの形成）

女性職員のキャリア開発の視点に立った人事異動等を行い、幹部候補となる中堅層の育成を図るなど、将来の幹部職員となる女性職員の人材プールの形成に取り組んでまいりました。

●女性職員のマネジメント力向上に向けた研修の実施

幹部職員に求められるマネジメント能力の向上に向けた研修を実施し、女性職員の積極的な参加を促しました。

その結果、県職員（教員・警察官を除く）の幹部職員（課長級以上）に占める女性の割合については、第 4 次プラン策定時（2017 年度）の 14.7%から毎年増加し、2021 年度には女性幹部は初めて 100 名を超え、18.1%となっています。ですが、まだ目標達成には至っておりません。

女性管理職の割合増加への課題のひとつとして、令和 2 年度に実施した職員アンケートの結果では、子育てや介護のために、定年前に退職する可能性があるという回答した 40 歳以上の職員は女性では約 26%と、ベテラン女性の約 4 人に 1 人が、仕事を続けていくことに不安を感じていることがわかりました。令和元年度末、親などの介護を理由に退職した 6 人のうち 5 人が、管理職を含めた女性職員であり、ベテラン女性職員の介護離職は大きな課題と認識しています。

このような状況を踏まえ、「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画」の改定（令和 3 年 4 月）にあわせ、次のとおり制度改善や創設を行ったところであり、これらの取組等により家庭と仕事の両立を支援し、引き続き幹部職員への女性職員の登用拡大に努めてまいります。

●介護に関する休暇制度の改善

介護休暇の期間終了後において引き続き介護を要する場合等で、職員以外に介護者が

いないなどやむを得ない事情がある場合に利用できる介護欠勤について、取得単位を1時間から30分に変更し、取得日数を90日から180日に拡大しました。

●育児・介護による退職者のカムバック制度を創設

育児又は介護を理由にやむを得ず退職する職員について、職員経験の活用を図る観点から、再び神奈川県職員として採用する制度を創設しました。(R. 3. 4. 1 退職者から適用)

2 ③「6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間」について

ご意見を受け、資料1-3の2ページ下段、③「6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間」について、妻の家事・育児関連時間のグラフを追記しました。

3 コロナ禍における非正規の女性の就労支援について

新型コロナウイルス感染症の影響による失業者等の雇用対策として、令和2年10月以降、県の就労支援機関である「かながわ若者就職支援センター」と「シニア・ジョブスタイル・かながわ」のキャリアカウンセラーを1名ずつ増員し、就労相談の窓口機能を強化しました。また、人手を必要とする企業と失業者等の合同就職面接会や企業相談会を実施しています。令和2年度は合同就職面接会1回、企業相談会30回実施し、令和3年度は合同就職面接会4回、企業相談会40回実施予定です。

4 ⑬「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について、「そう思わない」人の割合」、⑭「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について、「そう思わない」18~29歳の人の割合」について

ご意見を受け、資料1-3の8ページ下段、⑬「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について、「そう思わない」人の割合」について、男性及び女性の割合のグラフを追記しました。

同様に、9ページ上段の⑭「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきだ」という考え方について、「そう思わない」18~29歳の人の割合」についても、男性及び女性の割合のグラフを追記しました。

5 ⑯「特別養護老人ホーム整備床数（累計）」に係る高齢者の人口に占める割合について

65歳以上の高齢者人口に占める特別養護老人ホームの整備床数の割合は2018年度までは1.6%、2019年度以降は1.7%で推移しています。

特別養護老人ホーム整備床数は高齢者人口の推移だけでなく、要介護認定者数の見込みや、介護老人保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の他の入所施設や

高齢者住まいの設置状況、在宅生活の継続が可能となるような在宅サービスの整備見込みなどを踏まえて決定した数字となっています。

6 県民ニーズ調査について

県民ニーズ調査は、県民の意識・価値観などの変化や、多様化する生活ニーズを的確に把握し、その結果を施策に反映するため、県が毎年度実施しています。

プラン改定に先立ち、「男女共同参画社会」をテーマに、令和3年9～10月にかけて調査を実施しました。調査結果につきましては、参考資料3-1をご覧ください。